



# Newsletter

2023年12月号

## 注目のニュース



### 2023年を振り返って

Judith Willert, Executive Director AIPPI

この一年にあったさまざまな出来事に思いを馳せていますが、すべてに言及するわけにもいかないの、印象深いものをいくつか取り上げたいと思います。

まず **Spring Meeting** という形で、前の総会と次の総会の間に行う新たな会合をスタートさせ、今年はベネチアで **3 部会**（伊仏西）ミーティングも併せて開催されました。この形式は参加者にも好評で、若い会員に講師の機会を与えたパネルセッションのテーマ選定にもよい評価をいただきました。

印象深いと言えば、イスタンブール総会が大成功を収めたことですが、今回の総会の感想として、トルコの皆様のおもてなし、会場、そして多くの人々と出会う機会があったことなどを挙げる人も多くいました。すてきな雰囲気の中で、参加者全員が、学術的な作業や掘り下げた議論、交流の機会などを楽しむことができました。

また、対面でのミーティングに加え、ウェビナーを推進することで、つながりを維持して、知的財産のさまざまなテーマについて話し合うことができました。特筆すべきは、注目度が高くない法域に発言の機会を与える **Scan the Globe** ウェビナー・シリーズです。2022年に始まり、今年は、中東とラテンアメリカに関する **2 回**のウェビナーが、見事なチーム力により、すばらしい講師を迎えて開催されました。もう一つは、長年にわたり密接に協力してきた **ASIPI** と、伝統的知識に関する **4 件**のウェビナーを開催できたことです。もちろん、多くの部会による国内でのイベントやウェビナーもサポートしました。

一年を通じて、**AIPPI** としての若い会員向けの取り組みについて耳にすることが多かったも

のと思われませんが、本部の **Young Member Committee** による第 2 回の **Young Summit** もオンラインで開催されました。

政府機関との連携は、**AIPPI** で採択した決議内容を伝え、広めるための活動として重要です。**EPO**、**WIPO**、**WTO** それぞれとの二者会談による連携を継続しつつ、それ以外の機関との連携強化にも努めています。

以上のような取り組みや成果については、**LinkedIn** を中心に **SNS** を通じて積極的にお伝えしていますが、今お読みになっている **Newsletter** も今後のニュースを先取りするための重要な手段です。きっと **2024** 年も、新たなアイデアや展開が見られる年になることでしょう。

**2023** 年は目まぐるしくも、実りのある年でした。今はしばし休息を取り、ホリデーシーズンを楽しみ、元気いっぱい新しい年を迎えましょう。来たる **2024** 年も引き続き、皆様と一緒に仕事ができることを楽しみにしています。

---

## その他の最新情報

### **2024 年 AIPPI Spring Meeting** のスポンサーについてのご案内

マドリードで 2 月 22、23 の両日に開催される **2024 年 AIPPI Spring Meeting** の [スポンサー・カタログ](#) ができました。多くの参加者の目に触れるこの機会に、貴事務所の名前を広めるのに適したスポンサーの形態をお探しくください。この会議にスポンサーとして参加し、貴事務所のビジネスを新たな高みへと押し上げてください。

[詳細を見る](#)

---

## 法制度・判例解説

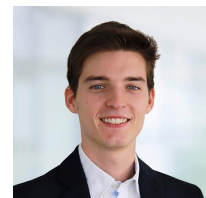
ベルギー

工芸品・工業製品に対する地理的表示の規則

Eric De Gryse, Emmanuel Cornu & Arnaud Detry, Simont Braun, Belgium

2023年10月27日、工芸品および工業製品の地理的表示の保護に関する2023年10月18日付の欧州議会・理事会規則(EU)2023/2411が公布されました。これにより、規則(EU)2017/1001ならびに規則(EU)2019/1753が改正されます。同規則により、地理的表示の保護を工芸品および工業製品にまで拡大する、EUの新たな知的財産権が導入されます。EUの地理的表示保護はこれまで、農産物、ワイン、蒸留酒のみが対象で、工芸品および工業製品の地理的表示の認知や保護に関する具体的な法的枠組みを国レベルで定めていたのは、一部の加盟国に限られていました。

[続きを読む](#)



---

イタリア

### 文化遺産である作品の使用および複製 - 最新状況

**Anna Maria Stein, Eversheds Sutherland Italy & Carlo Sala, Salalex Law Firm, Italy**

ユネスコによる登録が50件近いイタリアは、群を抜いて最も多くの世界遺産を有する国です。

そのため、文化遺産について定義し、その使用や複製について規制する、文化遺産法(ICHC)が2004年にイタリア議会で制定されたことも驚くにはあたりません。ただし、存命の著作者による創作物で50年を経過していないものや、70年を経過していない創作物は、保護の対象にはなりません。

[続きを読む](#)



日本

## 模倣の主張は認められたが「黄色のウェルトステッチ」のみによる識別力は否定

阿部・井窪・片山法律事務所 江幡奈歩

2023年11月9日、「ドクターマーチン」ブランドや黄色のウェルトステッチが入った靴で知られる英国の履物メーカーAirwair International Limited が、日本の履物メーカーである株式会社エムディ企画に対して、不正競争防止法に基づく差止を求めた裁判(知財高判[令和5年\(ネ\)第10048号](#) (日本語))において勝訴しました。



[続きを読む](#)

---

ポーランド

## 仮差止めに関する法律の改正

Magdalena Podbielska-Janicka, Fert Jakubiak Wróblewski patent and trademark attorneys, Poland



ポーランドでは2020年7月1日に、知的財産を専門とする裁判所が創設され、現在では、第一審裁判所(地方裁判所)が5カ所、第二審裁判所(控訴裁判所)が2カ所あり、以下のような分野の事件が扱われています。

- ・著作権(ソフトウェアを含む)
- ・産業財産権(商標、意匠、特許、実用新案)
- ・不正競争
- ・広告・宣伝、調査・研究の活動に関する個人の権利(人格に関する権利を含む)

知財専門の裁判所を設けた理由は明瞭であり、裁判官のスペシャリスト化と判例の整合化です。

実際に裁判が行われ、運用が確立されたことで、法律の改正が必要になりました。そして創設から3年後の2023年7月1日、仮差止め手続きの原則をはじめ、制度を改正する規則が

施行されました。本稿では特に 3 つの重要な改正について説明します。

[続きを読む](#)

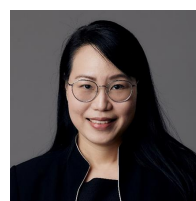
---

タイ

### ファーストアクションと商標審査の迅速化

**Kasama Sriwatanakul, Tilleke & Gibbins, Thailand**

タイでは、知財庁に商標出願してから、審査が行われ、特に訂正しなければ商標登録できない商標出願に対して、ファーストアクションが通知されるまでに、通常 12 カ月～18 カ月を要します。この時間がかかる審査プロセスを迅速化するため、知財庁ではいくつかのオプションを導入しましたが、なかでも注目すべきは、ファーストアクションによる 2 種類の早期審査プログラムです。



[続きを読む](#)

---

UAE

### 特許出願の料金改定に関する閣議決定についての解説

**Amr Eldakak, AMR Eldakak Intellectual Property, United Arab Emirates**

閣議決定 2023 年 No.112 として、2023 年 11 月 15 日付 UAE 公報 763 に掲載された手数料の改定により、UAE における特許や実用新案の出願・登録に関する料金体系が変わります。掲載から 2 カ月後の 2024 年 1 月 15 日に施行されるこの改正は、知的財産の分野に大きな進展をもたらします。



[続きを読む](#)

---

英国

## ニュースで取り上げられる AI と著作権侵害 - 議論されている法的問題

Ellen Keenan-O'Malley, EIP, United Kingdom

2023 年の AIPPI 総会において開催された IP カフェ「人工知能 (AI) と著作権」では、AI と著作権法との間で生じる問題は、国際的な協力による解決が必要な重要課題であるという点で参加者の意見が一致しました。



国際的な協力がなければ、この問題に対して政府がどのような立法措置を取るかが各国間で異なり、かえって複雑化したり、混乱を招くことにもつながりかねず、この重要な新技術の発展にとって好ましいことではありません。しかし、そのようなことにはならないという希望が持てるのは、AI 安全サミット 2023 において、11 月 1 日に 29 カ国・地域 (英国、米国、EU、インド、中国を含む) が [ブレッチリー宣言](#) に調印したことからも明らかです。AI は、各国政府が国際的な協力に力を入れる分野の一つになると思われま

[続きを読む](#)

---

## 各国部会

中国部会

### 2023 年 AIPPI 中国部会著作権フォーラム：著作権法に関する最新の話

Yanrong Li, Beibei Han, AIPPI Chinese Group

2023 年 AIPPI 中国部会著作権フォーラムが 12 月 9 日に北京で開催され、著名な学者、裁判官、弁護士、さらにはストリーミング・プラットフォームや音楽業界、AI などの分野における専門家を含む約 200 名に参加いただきました。



[続きを読む](#)

---

## 今後の行事

### 2024 年 AIPPI Spring Meeting のプログラム

[プログラム](#)ができました。意匠法、知財の国際紛争における調停、農産物以外の地理的表示（EU の産業にとっての新たな知的財産権）など、関心の高いさまざまなテーマを用意しています。

Spring Meeting には、すべての会員が参加できます。並行してスペイン語のセッションがあり、2月24日（土）には、日帰りツアーもあります。



[参加登録する](#)

---

## AIPPI インド部会主催の会議

インド部会では 2024 年 1 月 9 日に、「デジタル時代における知的財産のダイナミクス」というテーマの会議を開催します。AI、商標保護、NFT、メタバースなど複数のセッションがあり、会場はベンガルールの Shangri-la Hotel です。詳細をご確認の上、早めにお申し込みください。

[プログラムを見る](#)

---

## 2024 年 ASEAN IPA 年次総会

ASEAN IPA の年次総会が 2024 年 3 月 1 日と 2 日に、ジャカルタの Mandarin Oriental Hotel で開催されます。「ASEAN のデジタル時代における課題と将来予測」、「地域におけるデー

「タプライバシーの枠組み」、「人工知能の力の利用」など、知的財産の知識を広げるのに役立つセッションを予定しています。

[プログラムを見る](#)

---



©2022 AIPPI. All Rights Reserved.

<http://www.aippi.org/>

Toedistrasse 16, 8002 Zurich, Switzerland

免責事項：

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。

AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。